

京都大学研究・国際部産学官連携推進室要項の一部を改正する要項

京都大学研究・国際部産学官連携推進室要項（平成16年11月1日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第2第4号中「知的財産企画室」を「国際イノベーション機構知的財産部」に改める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。